

民法等の一部を改正する法律 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

一 民法(明治二十九年法律第八十九号) (第一条関係)

改 正 後

(養子となる者の年齢)

第八百十七条の五 第八百十七条の二に規定する請求の時に十五歳に達している者は、養子となることができない。特別養子縁組が成立するまでに十八歳に達した者についても、同様とする。

2| 前項前段の規定は、養子となる者が十五歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合において、十五歳に達するまでに第八百十七条の二に規定する請求がされなかつたことについてやむを得ない事由があるときは、適用しない。

3| 養子となる者が十五歳に達している場合においては、特別養子縁組の成立には、その者の同意がなければならない。

改 正 前

(養子となる者の年齢)

第八百十七条の五 第八百十七条の二に規定する請求の時に六歳に達している者は、養子となることができない。ただし、その者が八歳未満であつて六歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合は、この限りでない。

(新設)

(新設)

二 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）（第二条関係）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| （養子縁組をするについての許可の審判事件等の管轄権） | （養子縁組をするについての許可の審判事件等の管轄権） |
| <p>第三条の五 裁判所は、養子縁組をするについての許可の審判事件（別表第一の六十一の項の事項についての審判事件をいう。第一百六十一条第一項及び第二項において同じ。）及び特別養子縁組の成立の審判事件（同表の六十三の項の事項についての審判事件をいう。第一百六十四条において同じ。）（特別養子適格の確認の確認の審判事件（同条第二項に規定する特別養子適格の確認についての審判事件をいう。第一百六十四条の二第二項及び第四項において同じ。）を含む。）について、養親となるべき者又は養子となるべき者の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるときは、管轄権を有する。</p> | <p>第三条の五 裁判所は、養子縁組をするについての許可の審判事件（別表第一の六十一の項の事項についての審判事件をいう。第一百六十一条第一項及び第二項において同じ。）及び特別養子縁組の成立の審判事件（同表の六十三の項の事項についての審判事件をいう。第一百六十四条において同じ。）（特別養子適格の確認の確認の審判事件（同条第二項に規定する特別養子適格の確認についての審判事件をいう。第一百六十四条の二第二項及び第四項において同じ。）を含む。）について、養親となるべき者又は養子となるべき者の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるときは、管轄権を有する。</p> |
| 第六款 特別養子縁組に関する審判事件 （特別養子縁組の成立の審判事件） | 第六款 特別養子縁組に関する審判事件 （特別養子縁組の成立の審判事件） |
| 第一百六十四条（略） | 第一百六十四条（略） |
| 2 養子となるべき者は、特別養子適格の確認（養子となるべき者について民法第八百十七条の六に定める要件があること及び同法第八百十七条の七に規定する父母による養子となる者の監 | （新設） |

護が著しく困難又は不適当であることその他特別の事情がある場合に該当することについての確認をいう。以下この条及び次条において同じ。）の審判（申立人の同条第一項の規定による申立てによりされたものに限る。）を受けた者又は児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判（特別養子縁組の成立の申立ての日の六箇月前日の日以後に確定したものに限る。）を受けた者でなければならない。

3| 養子となるべき者の親権者（申立人の配偶者である民法第八百十七条の三第二項ただし書に規定する他の一方を除く。以下この項において同じ。）及びその親権者に対し親権を行う者は、特別養子縁組の成立の審判事件において養子となるべき者を代理して手続行為をすることができない。

4| 養子となるべき者の父母（申立人の配偶者である民法第八百十七条の三第二項ただし書に規定する他の一方を除く。第十項において同じ。）は、第四十二条第一項及び第三項の規定にかかわらず、特別養子縁組の成立の審判事件の手続に参加することができない。

5| 第百十八条の規定は、特別養子縁組の成立の審判事件（当該審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）における養親となるべき者並びに養子となるべき者及び申立人の配偶者である民法第八百十七条の三第二項ただし書に規定する他の方について準用する。

2| 第百十八条の規定は、特別養子縁組の成立の審判事件（当該審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）における養親となるべき者及び養子となるべき者の父母について準用する。
(新設)

6| 家庭裁判所は、特別養子縁組の成立の審判をする場合には、
次に掲げる者の陳述を聴かなければならない。

3| 家庭裁判所は、特別養子縁組の成立の審判をする場合には、
次に掲げる者の陳述を聴かなければならない。この場合において、第一号に掲げる者の同意がないにもかかわらずその審判をするときは、その者の陳述の聴取は、審問の期日においてしなければならない。

- 一 養子となるべき者（十五歳以上のものに限る。）
- 二 養子となるべき者に対し親権を行う者（養子となるべき者の父母及び養子となるべき者の親権者に対し親権を行う者を除く。）及び養子となるべき者の未成年後見人

（削る）

- 一 養子となるべき者の父母
- 二 養子となるべき者に対し親権を行う者（前号に掲げる者を除く。）及び養子となるべき者の未成年後見人

三 養子となるべき者の父母に対し親権を行う者及び養子となるべき者の父母の後見人

4| 家庭裁判所は、特別養子縁組の成立の申立てを却下する審判をする場合には、養子となるべき者に対し親権を行う者及び養子となるべき者の未成年後見人の陳述を聴かなければならない

7| 特別養子適格の確認の審判（児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判を含む。以下この項において同じ。）

は、特別養子縁組の成立の審判事件の係属する裁判所を拘束する。この場合において、特別養子適格の確認の審判は、特別養子縁組の成立の審判事件との関係においては、特別養子縁組の成立の審判をする時においてしたものとみなす。

8| 特別養子縁組の成立の審判は、第七十四条第一項に規定する者のか、第六項第二号に掲げる者に告知しなければならない。

(削る)

(削る)

9| 特別養子縁組の成立の審判は、養子となるべき者の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮してその者の利益を害すると認める場合には、その者に告知することを要しない。ただし、養子となるべき者が十五歳に達している場合は、この限りでない。

10| 特別養子縁組の成立の審判は、養子となるべき者の父母に告知することを要しない。ただし、住所又は居所が知れている父母に対しては、審判をした日及び審判の主文を通知しなければならない。

11| 家庭裁判所は、第二項の規定にかかわらず、特別養子縁組の成立の審判を、特別養子適格の確認の審判と同時にすることができる。この場合においては、特別養子縁組の成立の審判は、

5| 特別養子縁組の成立の審判は、第七十四条第一項に規定する者のか、第三項第二号及び第三号に掲げる者に告知しなければならない。

6| 特別養子縁組の成立の審判は、養子となるべき者に告知することを要しない。

7| 家庭裁判所は、特別養子縁組の成立の審判をする場合において、養子となるべき者の父母が知れないときは、養子となるべき者の父母、養子となるべき者の父母に対し親権を行う者及び養子となるべき者の父母の後見人の陳述を聴くこと並びにこれらの者にその審判を告知することを要しない。

(新設)

(新設)

特別養子適格の確認の審判が確定するまでは、確定しないものとする。

12| 家庭裁判所は、前項前段の場合において、特別養子適格の確

認の審判を取り消す裁判が確定したときは、職権で、特別養子

縁組の成立の審判を取り消さなければならない。

13| 特別養子縁組の成立の審判は、養子となるべき者が十八歳に達した日以後は、確定しないものとする。この場合においては、家庭裁判所は、職権で、その審判を取り消さなければならぬ。

14| 次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 特別養子縁組の成立の審判 養子となるべき者及び第六項第二号に掲げる者

8| 次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 特別養子縁組の成立の審判 養子となるべき者の父母、養子となるべき者に対し親権を行う者で養子となるべき者の父母でないもの、養子となるべき者の未成年後見人、養子となるべき者の父母に対し親権を行う者及び養子となるべき者の父母の後見人

二 (略)

15| 養子となるべき者（十五歳未満のものに限る。）による特別

養子縁組の成立の審判に対する即時抗告の期間は、養子となるべき者以外の者が審判の告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。

（新設）

（新設）

二 (同上)

(特別養子適格の確認の審判事件)

第一百六十四条の二 家庭裁判所は、養親となるべき者の申立てにより、その者と養子となるべき者との間における縁組について

、特別養子適格の確認の審判をすることができる。ただし、養子となるべき者の出生の日から二箇月を経過する日まで及び養

子となるべき者が十八歳に達した日以後は、この限りでない。

2 特別養子適格の確認の審判事件は、養親となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

3 特別養子適格の確認の申立ては、特別養子縁組の成立の申立てと同時にしなければならない。

4 第百八十八条の規定は、特別養子適格の確認の審判事件における養親となるべき者並びに養子となるべき者及び養子となるべき者の父母について準用する。

5 民法第八百十七条の六本文の同意は、次の各号のいずれにも該当する場合には、撤回することができない。ただし、その同意をした日から二週間を経過する日までは、この限りでない。

一 養子となるべき者の出生の日から二箇月を経過した後にされたものであること。

二 次のいずれかに該当するものであること。

イ 家庭裁判所調査官による事実の調査を経た上で家庭裁判

所に書面を提出してされたものであること。

ロ 審問の期日においてされたものであること。

(新設)

6| 家庭裁判所は、特別養子適格の確認の審判をする場合には、
次に掲げる者の陳述を聴かなければならない。この場合において、第二号に掲げる者の同意がないにもかかわらずその審判をするときは、その者の陳述の聴取は、審問の期日においてしなければならない。

一 養子となるべき者（十五歳以上のものに限る。）

二 養子となるべき者の父母

三 養子となるべき者に対し親権を行う者（前号に掲げる者を除く。）及び養子となるべき者の未成年後見人

四 養子となるべき者の父母に対し親権を行う者及び養子となるべき者の父母の後見人

7| 家庭裁判所は、特別養子縁組の成立の申立てを却下する審判が確定したとき、又は特別養子縁組の成立の申立てが取り下げられたときは、当該申立てをした者の申立てに係る特別養子適格の確認の申立てを却下しなければならない。

8| 家庭裁判所は、特別養子適格の確認の申立てを却下する審判をする場合には、第六項第二号及び第三号に掲げる者の陳述を聴かなければならぬ。

9| 特別養子適格の確認の審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、第六項第三号及び第四号に掲げる者に告知しなければならない。

10| 特別養子適格の確認の審判は、養子となるべき者の年齢及び

発達の程度その他一切の事情を考慮してその者の利益を害する
と認める場合には、その者に告知することを要しない。

11| 家庭裁判所は、特別養子適格の確認の審判をする場合において、第六項第二号に掲げる者を特定することができないときは、同号及び同項第四号に掲げる者の陳述を聴くこと並びにこれらの者にその審判を告知することを要しない。

12| 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 特別養子適格の確認の審判 養子となるべき者及び第六項

第二号から第四号までに掲げる者

二 特別養子適格の確認の申立てを却下する審判 申立人

13| 養子となるべき者による特別養子適格の確認の審判に対する即時抗告の期間は、養子となるべき者以外の者が審判の告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。

14| 特別養子縁組の成立の申立てを却下する審判が確定したとき、又は特別養子縁組の成立の申立てが取り下げられたときは、当該申立てをした者の申立てによる特別養子適格の確認の審判は、その効力を失う。

(管轄)

第二百三十四条 都道府県の措置についての承認の審判事件（別表第一の百二十七の項の事項についての審判事件をいう。次条において同じ。）、都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件（同表の百二十八条の項の事項についての審判事件をいう。同条において同じ。）、都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件（同表の百二十九の項の事項についての審判事件をいう。同条において同じ。）及び児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判事件（同表の百二十九の二の項の事項についての審判事件をいう。同条において同じ。）及び児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件（同表の百二十九の三の項の事項についての審判事件をいう。同条において同じ。）は、児童の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

(手続行為能力)

第二百三十五条 第百十八条の規定は、都道府県の措置についての承認の審判事件、都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件及び児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判事件における児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者、児童の未成年後見人及び児童並びに児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件における児童及びその父母について準用する。

(管轄)

第二百三十五条 第百十八条の規定は、都道府県の措置についての承認の審判事件、都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件及び児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判事件における児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者、児童の未成年後見人及び児童について準用する。

(手續行為能力)

第二百三十五条 第百十八条の規定は、都道府県の措置についての承認の審判事件、都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件及び児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判事件における児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者、児童の未成年後見人及び児童について準用する。

(陳述及び意見の聴取)

第二百三十六条 (略)

2 (略)

3 第百六十四条の二第六項及び第八項の規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

(審判の告知)

第二百三十七条 (略)

2 第百六十四条の二第九項から第十一項までの規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

(即時抗告)

第二百三十八条 (略)

2 第百六十四条の二第十二項及び第十三項の規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

(児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判の特則)

(陳述及び意見の聴取)

第二百三十六条 (同上)

2 (同上)

(審判の告知)

第二百三十七条 (同上)

(新設)

(即時抗告)

第二百三十八条 (同上)

(新設)

第二百三十九条 家庭裁判所は、児童の出生の日から二箇月を経

第二百三十九条

削除

過する日まで及び児童が十八歳に達した日以後は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判をすることができない。

2 第百六十四条の二第五項の規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

別表第一（略）

| 項 | 事項 | 根拠となる法律の規定 |
|------------|-----------------------------|-----------------------|
| | （略） | |
| 百二十八 の二 | 児童相談所長又は都道府県知事の引き続 いての承認 | 児童福祉法第三十三条 第五項 |
| 百二十八 の三 | 児童相談所長の申立てによる特別養子適 格の確認 | 児童福祉法第三十三条 第六の二第一項 |

別表第一（同上）

| 項 | 事項 | 根拠となる法律の規定 |
|------------|------|------------|
| | （同上） | |
| 百二十八 の二 | （同上） | （同上） |

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（第三条関係）

改 正 後

第十一條 都道府県は、この法律の施行に關し、次に掲げる業務を行わなければならぬ。

一 （略）

二 児童及び妊産婦の福祉に關し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イヽへ （略）

ト 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項に規定する特別養子縁組（第三十三条の六の二において「特別養子縁組」という。）により親族關係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。）その他児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

三 （略）
②～⑤
（略）

改 正 前

第十一條 都道府県は、この法律の施行に關し、次に掲げる業務を行わなければならぬ。

一 （同上）

二 児童及び妊産婦の福祉に關し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イヽへ （同上）

ト 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項に規定する特別養子縁組により親族關係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。）その他児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

三 （同上）
②～⑤
（同上）

第三十三条の六の二 児童相談所長は、児童について、家庭裁判所に対し、養親としての適格性を有する者との間における特別

養子縁組について、家事事件手続法（平成二十三年法律第五十
二号）第一百六十四条第二項に規定する特別養子適格の確認を請

求することができる。

② 児童相談所長は、前項の規定による請求に係る児童について、特別養子縁組によつて養親となることを希望する者が現に存しないときは、養子縁組里親その他の適当な者に対し、当該児童に係る民法第八百十七条の二第一項に規定する請求を行うこととを勧奨するよう努めるものとする。

第三十三条の六の三 児童相談所長は、児童に係る特別養子適格の確認の審判事件（家事事件手続法第三条の五に規定する特別養子適格の確認の審判事件をいう。）の手続に参加することができる。

② 前項の規定により手続に参加する児童相談所長は、家事事件手続法第四十二条第七項に規定する利害関係参加人とみなす。

（新設）